

令和8年度
失語症者向け意思疎通支援者養成講習会
募集要領

- 【講習期間】 令和8年6月20日(土)～令和9年1月16日(土)
【募集期間】 令和8年3月 1日(日)～令和8年3月28日(土)
【実施コース】 応用コース

事業実施主体:東京都・八王子市
事業運営主体:一般社団法人東京都言語聴覚士会

1 目的

この講習会は、失語症者の福祉に理解と熱意を有する方に失語症者とのコミュニケーション手法等の指導を行い、意思疎通支援者を養成し、もって失語症者の福祉の向上を図ることを目的として実施するものです。

2 講習内容

概ね次の内容について講習を行います。併せて実習も行います。

- (1) 失語症と合併しやすい障害について
- (2) 福祉制度概論
- (3) コミュニケーション方法の選択法
- (4) コミュニケーション支援技法Ⅱ
- (5) コミュニケーション支援実習Ⅱ
- (6) その他、失語症者の意思疎通支援に必要な事項

3 対象者

失語症者の福祉に理解と熱意があり、次の要件を備えている方

- (1) 東京都失語症者向け意思疎通支援者養成講習会必修基礎コースを修了した方
- (2) 東京都内に住所を有するか、または東京都内に日常生活の場を有する方
- (3) 令和8年4月1日現在、18歳以上の方
- (4) 東京都の失語症者向け意思疎通支援者養成講習会応用コースの受講経験のない方
- (5) 講習会を修了後、都内で失語症者向け意思疎通支援等の活動ができる方

※活動条件は自治体により異なります。

4 募集人員等

- (1) 募集コース・人員

応用コース 24名(東京都20名・八王子市4名)

- (2) 養成目標

多様なニーズや場面に応じた意思疎通支援を行うために、応用的な知識とコミュニケーション技術を習得するとともに、併発の多い他の障害に関する知識や移動介助技術を身につける。

- (3) 到達目標

電車・バスなどの公共交通機関の利用を伴う外出や、複数の方への支援、個別訪問等の場面を想定し、失語症者の多様なニーズに応え、意思疎通の支援を行えるようになる。

5 講習期間、講習内容、講習日程及び会場

(1) 講習期間(時間、回数)

令和8年6月20日(土)～令和9年1月16日(土)(全40時間、年間9回)

(2) 講習内容

講義及び合同実習

(注1) 下表講習日程の*印のついた講義を欠席されると、次の講義・実習に支障が生じるため、以降の受講は中断となり修了できません。

(注2) 修了要件は、下表講習日程の*印のついた講義に出席できていること、かつ、規定の出席時間数(全40時間の8割以上)を満たすことが必要です。

(3) 講習日程及び会場

日時		主な会場(予定)	最寄り駅
*6月20日(土)	13:00～13:30 開講式 13:40～16:40	TKP 新宿西口 カンファレンス センター	JR・京王線・ 小田急線・ 東京メトロ・ 都営地下鉄 新宿駅
7月12日(日)	10:00～12:00 13:00～16:00		
8月2日(日)	10:00～12:00 13:00～16:00		
8月23日(日)	9:50～12:00		
9月6日(日)	10:00～12:00 13:00～16:00		
*10月11日(日)	10:00～12:00 13:00～17:00		
11月8日(日)	10:00～12:00 13:00～16:00		
12月13日(日)	10:00～12:00 13:00～16:00		
1月16日(土)	10:00～12:00 13:00～15:00 15:10～15:30 修了式		

※ 日程及び会場については、一部変更する場合があります。

※ 講習会場への直接の問合せはご遠慮願います。

6 受講申込方法及び申込期限

(1) 申込書の入手方法

東京都言語聴覚士会ホームページの「失語症者向け意思疎通支援者養成講習申込」ページより「申込書(印刷用)」または「申込書(入力用)」をダウンロードしてください。

東京都失語症者向け意思疎通支援者養成講習会必修基礎コースを修了した方に対してメールでもご案内いたします。

<HP アドレス <https://st-toshikai.org/shitsugo-moushikomi/>>



(2) 申込方法

以下のいずれかの方法でお申込ください。

ア ホームページにて(推奨)

東京都言語聴覚士会ホームページの「失語症者向け意思疎通支援者養成講習申込」ページより申込フォームにご入力の上、直接送信してください。

<HP アドレス <https://st-toshikai.org/shitsugo-moushikomi/>>



イ メールにて

所定の申込書に必要事項を記載してメールに添付し、件名を「応用コース応募」として、応募専用アドレスにお送りください。

申込書のエクセルファイルに直接入力する場合は、「申込書(入力用)」が便利です。

<応募専用アドレス oubo-ishisotsu@st-toshikai.org>

ウ 郵送にて

所定の申込書に必要事項を記載し、下記送付先へお送りください。

<申込書送付先> 〒160-0023

東京都新宿区西新宿1-10-1 ヨドバシ新宿西口駅前ビル9階

TKP新宿西口カンファレンスセンター内

一般社団法人東京都言語聴覚士会 意思疎通支援者養成事業担当 (行)

(3) 申込期限

申込フォーム・メールの場合:令和8年3月28日(土)23:59

郵送の場合:令和8年3月21日(土)(当日消印有効)

7 選考方法

(1) 選考方法:書類審査

(2) 結果送付:令和8年4月下旬頃予定

※ 選考結果については、申込された全ての方に郵便でお知らせいたします。

8 留意事項

- (1) 以下に該当する場合、申込を受理できませんのでご注意ください。
 - ア 受講対象に適合しないもの
 - イ 記載事項不備
 - ウ 申込期間前及び申込期限後の申込、その他申込手続きに不備があるもの
- (2) 過去に当コースを受講された方は、修了・未修了にかかわらず、再受講できません。

9 講習会修了者

- (1) 本講習会の修了者には、東京都福祉局長もしくは八王子市長から修了証が交付されます。
- (2) 本講習会の目的を達成し、都内各地域での失語症者向け意思疎通支援事業の充実に資するために、本講習会修了者名簿を作成し、修了者の氏名・修了コース名・住所・連絡先等を都内全区市町村に報告いたします。
修了後は、都内で失語症者向け意思疎通支援等の活動に協力していただきます。

10 その他

- (1) 受講料は無料ですが、テキスト代等については実費をご負担いただきます。
- (2) 受講に当たっては、講習に関する連絡用として、当事業の専用メールアドレス(ドメイン名「@st-toshikai.org」)からのメールが受信できるアドレスの登録が必要となります。
なお、収集した情報は、当会の個人情報保護方針に基づき、講習会実施の目的以外には利用しません。
- (3) 新型コロナウイルス等の感染症に対し、会場内の消毒、換気、その他感染防止対策にご協力ください。

11 八王子市にお住まいの方へ

失語症者向け意思疎通支援者養成講習会は、都道府県、中核市及び指定都市が実施主体となります。令和8年度は東京都及び八王子市が合同で実施いたしますので、八王子市にお住まいの方も当講習会にお申込ください。

【問合せ先】

一般社団法人東京都言語聴覚士会 失語症者向け意思疎通支援事業委員会

電話・FAX : 03-5325-2032

メー ル : ishisotsu@st-toshikai.org